

Ⅳ 次年度に向けて

「あいち食育いきいきプラン」を作成してから1年余りが経過し、この間、県や関係団体等はプランに基づく取組を積極的に実施してきました。地域におきましても食に関する幅広い取組が行われており、県内における食育の気運は高まっているとみられますが、その重要性についてさらに県民に浸透させ、県民運動としての盛り上がりを図っていくことが求められています。

平成19年6月9日に国の食育推進有識者懇談会が取りまとめた「食育推進国民運動の重点事項」によりますと、行政にあっては関係者の取組についての支援や地域ネットワークの中心としての多彩な取組を実施すること、関係団体等においてはその日常的な活動を通じてそれぞれの分野における県民への食育を実践するとともに、家庭や地域との連携、関係団体間の連携を図ることなどの役割が期待されています。

食育を推進する関係者にあっては、あらためてそれぞれが担うべき役割を認識して活動するとともに、相互の連携を深めていく必要があります。

一方、最近の食あるいは食育に関係する次のような動きがあります。

① 食品価格の上昇と食への関心の高まり

アメリカでは、ガソリン代替燃料のエタノールを作るための原料としてとうもろこしの需要が高まっており、小麦や大豆の栽培がとうもろこし栽培に転換したり、飼料用のとうもろこしがエタノール製造用に使われることなどから食用や飼料用の穀物価格が上昇しています。オーストラリアでは2年連続の干ばつにより平成19年産の小麦が平年比6割程度の生産量に落ち込んでおり、我が国の穀物輸入に影響が出ています。



また、平成20年1月に発生した中国産冷凍ギョウザによる農薬中毒事故を皮切りとして中国産の食品全般に対する不信感が高まっており、中国における食品検査の強化もあって中国からの食品輸入が停滞しています。

さらに、原油価格の値上がりも影響しており、小麦や牛乳などを原料とする食品を中心として店頭での小売価格が上昇しています。

こうした状況から食料の自給や食の安全性に対する関心は、一層高まっているとみられます。

② 特定健康診査・特定保健指導の実施

超高齢化時代の到来、医療費の増加、経済の低迷による保険料の伸び悩みなどを背景とした医療制度改革の一環として、特定健康診査・特定保健指導が平成20年4月から実施されます。これは、医療保険者（健康保険組合等）が、40歳以上75歳未満の人を対象にしてメタボリックシンドロームの早期発見を目的とした健康診査（特定健康診査）を行い、健康診査でメタボリックシンドローム、あるいはその予備群とされた人には保健指導（特定保健指導）を実施することが義務付けられました。



既に、県医師会及び県歯科医師会等関係団体では、会員に対して制度を円滑に進めるために運動や食事などの健康指導について情報提供を行っており、県内企業の健康保険組合でも対象年齢を引き下げて実施することなどを決めています。

特定健康診査・特定保健指導の実施とあわせて、日常生活においても栄養バランスのとれた規則正しい食習慣についての普及啓発を行っていく必要があります。

③ 食品の不適正表示問題等への対応

平成19年は、北海道の食品加工卸売会社が「牛ミンチ」に豚肉などを混ぜて販売していたこと（6月）、北海道の菓子会社による賞味期限の改ざん（8月）や三重県の和菓子メーカーによる消費期限の不正表示（10月）などが次々と発覚し、表示を通じた食品やメーカーへの信頼性に関心が集まりました。

その過程において、食品表示制度は複数の法律や省庁が関係していて消費者からみてわかりにくいといった指摘があり、政府の国民生活審議会では食品表示に関する法律の一本化などを提言しています。

また、平成20年1月に発生した中国産冷凍ギョウザによる農薬中毒事故への対応において、関係行政機関の間で情報がうまく伝わらなかったことから、消費者行政窓口の一元化についても検討されています。

県では、平成19年度途中に立入検査員を増やして食品表示についての確認調査や指導にあたるとともに、事業者に対する研修会も予定より回数を増やして開催しましたが、引き続き制度改正の動向を把握しながら食品表示の適正化を進めていく必要があります。



④ 新学習指導要領案等における食育の位置付け

文部科学省では、平成20年1月の中央教育審議会答申を受けて、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の改訂案を同年2月に公表しま

した。幼稚園教育要領の改訂案では先生や友達と食べることを楽しむなど食育に関する内容が新たに規定され、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の改訂案では、それぞれの教育課程編成の一般方針に食育が規定されました。小学校では家庭科において食事の役割や栄養・調理に関する内容が充実され、中学校では技術・家庭科において地域の食材を活かした調理などによる食文化への理解が必修となりました。

また、学校給食法の一部改正案も同年2月に閣議決定され、法律の目的に「学校における食育の推進」が掲げられたほか、栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導などが新たに規定されました。

これらは、平成21年4月から順次施行される見込みであり、幼児教育から義務教育の過程における食育の実施や食育における学校給食の役割がますます大きくなってきています。

⑤ 子ども農山漁村交流プロジェクトの開始

総務省、文部科学省、農林水産省が連携し、子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での宿泊体験活動を推進する子ども農山漁村交流プロジェクトが平成20年度から実施されます。これは、今後5年間で全国2万3千校（1学年120万人）が体験活動を展開することを目指しており、平成20年度は農山漁村での1週間程度の宿泊体験活動をモデル的に実施することが予定されています。本県においても、地域での受入計画や施設の整備などについて対応していく必要があります。

⑥ レジ袋有料化の広がり

スーパーなどでの買い物の際に使われているレジ袋の有料化については、平成19年10月に名古屋市緑区や豊田市の一部の店舗で始まり、その後瀬戸市を皮切りに平成20年度内に3割弱の市町がそれぞれの市町全域での有料化を開始しようと計画しています。

また、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」（事務局：県資源循環推進課）では、レジ袋辞退率を3年間に50%以上達成することを目標にした店舗を登録し、目標を達成した店舗を表彰する制度（レジ袋削減取組店制度）を創設し、レジ袋の削減をさらに進めていくこととしています。



県や関係団体等は、こうした動きへの対応も含めて、平成 20 年度における取組を行います。

1 食を通じて健康な体をつくるために

食生活指針や食事バランスガイドを普及するための活動の展開、「朝食をしっかりと食べよう」を統一テーマとした指導、朝ごはんコンテストや「早寝 早起き 朝ごはん」キャンペーンの実施、モデル保育園を通じた家庭や地域への食育の普及啓発などを行います。

また、健康教育講座の開催や小学生を対象にしたメタボリックシンドロームの診断と生活習慣の改善指導を行うモデル事業を始めるなど全世代にわたるメタボリックシンドローム対策を実施するとともに、特定健康診査・特定保健指導の実施にあわせてパソコンや携帯電話を使って運動や生活習慣の記録を付け、メタボリックシンドロームの予防などに役立てるためのWebサイト「ヘルシーネット」（仮称）の運用を試験的に開始します。

歯・口の健康については、8020 達成を目指しながら子どもから大人まで全ての県民を対象に、シンポジウムや研修会などを通して啓発します。

食品表示の適正化については、4月から表示義務の対象となる業者間取引について啓発を行うとともに、9月を強化月間として設定し、監視の強化や啓発資料の配付などを行います。

これまで進めてきた外食栄養成分表示店の指定については、外食栄養成分表示を含めて健康や食育についての情報提供を行う「食育推進協力店」として拡充し、登録を始めます。

食の安全・安心について県民交流会や地域フォーラムなどを開催するとともに、薬や健康食品に関する知識の普及を図ります。

2 食を通じて豊かな心を育むために

幼稚園、保育所及び小・中学校における農作物の栽培体験や調理体験を推進します。また、小・中学校からの要望に応じて、農林漁業者や県職員が講師となって農林水産業の現状や技術を紹介する出前講座を行います。

地域においては、農協による農業体験学習や市民農園の実施、農業理解のための教材の提供や交流会の開催、県内7地域での農業高校生による食育活動を支援します。

学校給食では、市町村における「愛知を食べる学校給食の日」の実施を呼びかけ、地場産物の利用促進や郷土料理などを献立に取り入れると



ともに、地場産物や郷土料理などを家庭へのたよりや地域での料理教室などで広く紹介します。

なお、子ども農山漁村交流プロジェクトについては、県の関係課が連携して県内市町村の意向を把握しながら対応していきます。

3 食を通じて環境に優しい暮らしを築くために

家庭におけるごみの減量化やリサイクルの推進について企画提案を募集し、その中から選定されたものをモデル事業として実施します。

また、地産地消や農林水産業への理解を深める「いいともあいち運動」の推進、ふるさと農林水産フェアの開催や環境に優しい農林水産業の推進、菜の花エコプロジェクトの推進などに努めます。

4 食育を広めるために

栄養教諭の配置など学校における食の指導体制の充実、愛知県食育推進ボランティアなどの食育にかかる人材の育成、市町村における食育推進計画の作成促進、地域における食育推進イベントの開催、Webサイト「食育ネットあいち」や公共交通広告を活用した情報発信などを行います。

また、大学等から食育についての企画提案を募集し、その中から選定されたものをモデル事業として実施します。

このほか、プランに掲げた取組を着実にを行うことにより、食育を一過性のものとせず、継続的な県民運動として広めていくため、今後とも県や関係団体等の取組を充実するとともに、県内において様々な主体による活動が活発に行われるように促していきます。